

# 「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」(労働政策審議会建議)の概要

- 少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

## 【主な内容】

### 1 子育て中の働き方の見直し

#### (1) 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。
- 業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できるとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。

#### (2) 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

### 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

### 3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

#### (1) 子の看護休暇制度の拡充

- 付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

#### (2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

### 4 実効性の確保その他所要の規定の整備

- 苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

# 育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)

## 現行

出生 1歳 3歳 就学

育児休業

1歳まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

### 勤務時間短縮等の措置

- ①勤務時間の短縮
- ②所定外労働の免除
- ③フレックスタイム
- ④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
- ⑤託児施設の設置運営
- ⑥⑤に準ずる便宜の供与
- ⑦育児休業に準ずる制度

事業主にいずれかの措置を講ずることを義務付け

努力義務

子の看護休暇(年5日まで)

法定時間外労働の制限(月24H、年150Hまで)  
深夜業の免除

## 介護

介護休業(対象家族1人につき93日まで)

勤務時間短縮等の措置

## 改正後

出生 1歳 **パパ・ママ育休プラス** 歳 就学

育児休業

1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2か月)まで請求できる権利。保育所に入所できない等一定の場合は1歳半まで延長可能

### 勤務時間の短縮の措置

### 所定外労働の免除

### 措置

- ③フレックスタイム
- ④始業・終業時刻の繰り上げ下げ
- ⑤託児施設の設置運営
- ⑥⑤に準ずる便宜の供与
- ⑦育児休業に準ずる措置

努力義務

子の看護休暇  
(子1人につき年5日まで、年10日を上限)

法定時間外労働の制限(月24H、年150Hまで)  
深夜業の免除

## 介護

介護休業(対象家族1人につき93日まで)

勤務時間短縮等の措置

**介護休暇**  
(家族1人につき年5日まで、年10日を上限)